

令和2年（2020年）5月8日

緊急事態宣言下における工業試験場の技術支援等の対応（変更） （新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策）

法に基づく緊急事態措置の期間が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、工業試験場における技術支援等の対応を次のとおりといたします。

1 対策期間

5月11日（月）から当面の間

2 対策期間中の業務体制

（1）相談業務

来場相談については休止いたします。

ご相談については電話、メールによりお願いします。

（2）依頼試験

試料を宅配便や郵送により送付できる場合に申込を受ける場合があります。

なお、依頼試験を希望する場合は、事前に電話、メール等により相談してください。

（3）設備使用

新規の申し込みを原則休止します。

（4）派遣指導

新規の申し込みを原則休止します。

なお、すでに申込済みのものについて日程の変更をご相談する場合があります。

（5）その他

来場についてはご遠慮願います。

※対策期間中における依頼試験や設備使用など技術支援の対応については、電話、メールにより個別にお問い合わせください。

3 その他

国又は道による感染拡大防止対策の変更など感染拡大の状況に応じ対策期間や対象業務・内容を変更する場合があります。

お問い合わせ先
ものづくり支援センター
電子メール：iri-shien@ml.hro.or.jp
電話：011-747-2347